

令和 6 年 第 2 回 さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	市 長	P 3
2	さくら市税条例の一部改正について	〃	P 5
3	さくら市都市計画税条例の一部改正について	〃	P 7
4	さくら市水道法施行条例の一部改正について	〃	P 8
5	令和 6 年度さくら市一般会計補正予算(第 2 号)	〃	P 9
6	令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	〃	P29
報告 1	専決処分事項の報告について（橋梁長寿命化工事（勝山パークブリッジ）請負契約の変更）	〃	P44
報告 2	令和 5 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	P46
報告 3	令和 5 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	〃	P48
報告 4	令和 5 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	P50
報告 5	令和 5 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	P52

議案第1号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年さくら市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 特定個人番号利用事務

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 2 号

さくら市税条例の一部を改正する条例について

さくら市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 10 条の 2 中第 26 項を第 28 項とし、第 23 項から第 25 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 22 項を第 23 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 中第 21 項を第 22 項とし、第 14 項から第 20 項までを

1 項ずつ繰り下げ、第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

別表第 1 中「金銭」を「寄附金」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び別表第 1 第 34 条の 7 第 1 項第 1 号ケに掲げる金銭の項の改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における改正後の第 34 条の 7 第 1 項（第 1 号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 3 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例について

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成17年さくら市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則中第18項を第19項とし、第8項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

さくら市水道法施行条例の一部改正について

さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月4日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例

さくら市水道法施行条例（平成24年さくら市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,811 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 220 億 9,492 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国庫支出金			
		2 国庫補助金	
19 繰入金			
		2 基金繰入金	
22 市債			
		1 市債	
歳入		合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,227,734	53,650	3,281,384
876,202	53,650	929,852
1,632,191	9,465	1,641,656
1,616,555	9,465	1,626,020
1,556,100	△45,000	1,511,100
1,556,100	△45,000	1,511,100
22,076,813	18,115	22,094,928

歳 出

款		項	
2 総務費			
		1 総務管理費	
4 衛生費			
		1 保健衛生費	
9 教育費			
		6 保健体育費	
歳出		合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,767,681	3,850	2,771,531
2,318,206	3,850	2,322,056
1,464,706	74,265	1,538,971
760,781	74,265	835,046
3,054,732	△60,000	2,994,732
802,997	△60,000	742,997
22,076,813	18,115	22,094,928

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
給食センター調理業務委託	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	436,656
給食センター配送業務委託	令和 6 年度から 令和 12 年度まで	141,000

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
給食センター建設事業費	千円 141,700	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 96,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和6年度さくら市一般会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款					補 正 前 の 額
15	国	庫	支	出 金	3,227,734
19	繰		入	金	1,632,191
22	市			債	1,556,100
歳 入 合 計					22,076,813

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
53,650	3,281,384	
9,465	1,641,656	
△45,000	1,511,100	
18,115	22,094,928	

歳 出

款			補正前の額	補 正 額
2	総	務 費	2,767,681	3,850
4	衛	生 費	1,464,706	74,265
9	教	育 費	3,054,732	△60,000
歳 出 合 計			22,076,813	18,115

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2, 771, 531	3, 850				
1, 538, 971	49, 800			24, 465	
2, 994, 732		△45, 000		△15, 000	
22, 094, 928	53, 650	△45, 000		9, 465	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,227,734	53,650	3,281,384
	2	国庫補助金	876,202	53,650	929,852
		2 民生費国庫補助金	141,547	3,850	145,397
		3 衛生費国庫補助金	52,848	49,800	102,648

19		繰入金	1,632,191	9,465	1,641,656
	2	基金繰入金	1,616,555	9,465	1,626,020
		1 財政調整基金繰入金	870,316	9,465	879,781

22		市債	1,556,100	△45,000	1,511,100
	1	市債	1,556,100	△45,000	1,511,100
		7 教育債	651,500	△45,000	606,500

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	3,850	子ども・子育て支援事業費補助金	3,850
1 保健衛生費補助金	49,800	新型コロナワクチン接種費用補助金	49,800

1 財政調整基金繰入金	9,465	財政調整基金繰入金	9,465

28 給食センター建設事業債	△45,000	給食センター建設事業費	△45,000

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,767,681	3,850	2,771,531	3,850			
	1	総務管理費	2,318,206	3,850	2,322,056	3,850			
	9	情報処理費	261,316	3,850	265,166	3,850			

4		衛生費	1,464,706	74,265	1,538,971	49,800			24,465
	1	保健衛生費	760,781	74,265	835,046	49,800			24,465
	2	予防費	258,946	74,265	333,211	49,800			24,465

9		教育費	3,054,732	△60,000	2,994,732		△45,000		△15,000
	6	保健体育費	802,997	△60,000	742,997		△45,000		△15,000
	3	学校給食費	474,662	△60,000	414,662		△45,000		△15,000

2 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	3,850	○住民情報関連システム管理事業 業務委託料 3,080 ○庁内業務情報システム管理事業 業務委託料 770

10 需 用 費	101	○定期予防接種事業 74,265 印刷製本費 101
12 委 託 料	74,040	業務委託料 74,040 扶助費 124
19 扶 助 費	124	

17 備 品 購 入 費	△60,000	○給食センター建設事業 △60,000 機械器具費 △60,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
6-給食センター調理業務委託	436,656			令和6年度 令和10年度	436,656				436,656
6-給食センター配送業務委託	141,000			令和6年度 令和12年度	141,000				141,000

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A + B - C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普 通 債	12,917,197	12,271,257	3,342,000	1,686,433	13,926,824
(1) 総務	5,755,553	5,283,309	105,700	601,379	4,787,630
(2) 民生	288,000	230,356	50,400	55,104	225,652
(3) 衛生	297,808	269,328	89,700	28,335	330,693
(4) 農林水産	495,330	487,621	51,200	62,119	476,702
(5) 商工	80,410	71,590	25,200	8,820	87,970
(6) 土木	2,481,972	2,435,836	717,700	429,286	2,724,250
(7) 消防	505,196	798,136	28,900	85,338	741,698
(8) 教育	3,012,928	2,695,081	2,273,200	416,052	4,552,229
2 災害復旧費	76,683	60,303	2,900	13,567	49,636
(1) 公共土木施設	38,566	33,193	0	8,408	24,785
(2) 農林水産業施設	38,117	27,110	2,900	5,159	24,851
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	12,993,880	12,331,560	3,344,900	1,700,000	13,976,460

議案第 6 号

令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 264 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 9,863 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
4 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 補 助 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	2,640	2,641
1	2,640	2,641
3,995,999	2,640	3,998,639

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
20,318	2,640	22,958
18,683	2,640	21,323
3,995,999	2,640	3,998,639

令和6年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額
4	国	庫	支出金	1
		歳入	合計	3,995,999

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
2,640	2,641	
2,640	3,998,639	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1 総	務 費	20,318	2,640
歳 出 合 計		3,995,999	2,640

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
22, 958	2, 640				
3, 998, 639	2, 640				

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		国庫支出金	1	2,640	2,641
	1	国庫補助金	1	2,640	2,641
		9 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	2,640	2,640

4 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会保障・税番号 制度システム整備 費等補助金	2,640	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 2,640

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	20,318	2,640	22,958	2,640			
	1	総務管理費	18,683	2,640	21,323	2,640			
		1 一般管理費	17,628	2,640	20,268	2,640			

1 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	2,640	○国民健康保険事務 業務委託料 2,640

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 8 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 9 日

さくら市長 花塚 隆志

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、契約金額を次のとおり変更する。

1 工事名

橋梁長寿命化工事（勝山パークブリッジ）（令和 5 年 10 月 3 日議決）

2 契約の相手方

栃木県さくら市氏家 2,544 番地

岡村建設 株式会社

代表取締役 岡村 昌仁

3 契約金額

変更前 180,400,000 円

変更後 182,149,000 円

4 変更理由

既設木床板撤去後の調査により、排水施設および桁を施工するにあたり設計変更が必要になったことによる。

報告第 2 号

令和 5 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 5 年度さくら市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 6 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和5年度さくら市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	住民情報関連システム 管理事業	79,613,000	13,960,000		8,580,000			5,380,000
2 総務費	1 総務管理費	住民税非課税世帯支 援・定額減税補足給付 金事業	163,240,000	87,126,000		87,126,000			
3 民生費	1 社会福祉費	地域医療介護総合確保 基金事業	82,302,000	58,302,000		58,302,000			
3 民生費	2 児童福祉費	あおぞら保育園民営化 推進事業	15,368,000	12,672,000					12,672,000
5 農林水産業費	1 農業費	農業用ため池防災減災 対策事業	57,798,000	20,000,000		15,000,000	5,000,000		
5 農林水産業費	1 農業費	総合交流ターミナル施 設維持管理事業	67,228,000	3,850,000					3,850,000
7 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	18,400,000	6,116,000			6,100,000		16,000
7 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修事業	11,560,000	4,000,000		3,000,000			1,000,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	282,320,000	49,104,000		22,817,000	20,500,000		5,787,000
7 土木費	2 道路橋梁費	卯の里ふれあいアン ダー冠水対策事業	33,800,000	30,144,000			29,500,000		644,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	324,012,000	93,580,000		18,997,000	34,400,000		40,183,000
7 土木費	2 道路橋梁費	草川地区雨水排水対策 事業	64,900,000	20,137,000			20,000,000		137,000
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	4,900,000	4,900,000		2,200,000	1,600,000		1,100,000
7 土木費	4 都市計画費	桜の郷づくり事業	53,456,000	18,267,000					18,267,000
7 土木費	4 都市計画費	公園整備事業	3,000,000	3,000,000					3,000,000
7 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化対策 事業	130,000,000	78,000,000		32,500,000	29,200,000		16,300,000
8 消防費	1 消防費	消防団運営事業	21,686,000	19,998,000			17,900,000		2,098,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設補修整備事 業	12,454,000	7,000,000					7,000,000
9 教育費	3 中学校費	中学校施設補修整備事 業	66,000,000	31,755,000			31,700,000		55,000
9 教育費	3 中学校費	中学校施設長寿命化改 良事業	386,000,000	386,000,000		71,761,000	307,000,000		7,239,000
9 教育費	6 保健体育費	学校給食管理事業	5,918,000	3,718,000					3,718,000
9 教育費	6 保健体育費	給食センター建設事業	1,565,380,000	1,528,846,000		180,296,000	1,328,000,000		20,550,000
10 災害復旧費	1 農林水産業 施設災害復旧 費	農業用施設災害復旧事 業	32,900,000	13,000,000		8,450,000	2,900,000	1,300,000	350,000

報告第 3 号

令和 5 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和 5 年度さくら市一般会計事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和 6 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和5年度さくら市一般会計 事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	地籍調査事業	2,222,000		2,222,000		2,222,000			2,222,000	境界立会い不調箇所の調整が難航しているため
7 土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号道路改良事業	6,886,000		6,886,000		6,886,000			6,886,000	関係地権者との協議に不測の日数を要したため
9 教育費	6 保健体育費	総合公園管理事業	1,595,000		1,595,000		1,595,000			1,595,000	井戸ポンプ改修工事においてケーブル類の年度内の納入が困難であり、相当の日数を要するため

報告第 4 号

令和 5 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

令和5年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明
						損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道改良事業費 (鹿子畑取水場エア チャンバー更新工 事)	円 20,570,000	円	円 20,570,000	円 20,570,000	円 0	円 0	エアチャンバー(水撃防止装置)に 使用する部品の納期遅延のため
		給食センター水道施 設整備事業費 (給食センター増圧 ポンプ場新設工事)	91,300,000		91,300,000	91,300,000	0	0	電線ケーブルが入手困難なため
	合 計		111,870,000	0	111,870,000	111,870,000	0	0	

報告第 5 号

令和 5 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

令和5年度 さくら市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	1	令和5年度流域下水汚泥処理事業に係る下水道資源化工場第1期計画汚泥処理施設等建設工事委託協定（汚泥運搬車更新）	円 262,357	円 93,216	円 169,141	円 0	円 0	円 169,141	円 0	円 0	協定先の栃木県において、汚泥運搬車の台数及び仕様決定に時間を要したため
1	1	令和5年度特管築造工事第9工区附帯工	円 6,776,000	円 0	円 6,776,000	円 0	円 0	円 6,776,000	円 0	円 0	隣接工事の影響により、工期を延長したことによる。
合 計			円 7,038,357	円 93,216	円 6,945,141	円 0	円 0	円 6,945,141	円 0	円 0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	1	氏家水処理センター 4系1号エアレーター減速機修繕	円 17,600,000	円 0	円 17,600,000	円 0	円 0	円 17,600,000	円 0	円 0	修繕部品の調達に不測の日数を要するため
合 計			円 17,600,000	円 0	円 17,600,000	円 0	円 0	円 17,600,000	円 0	円 0	